平成２８年（フ）第１１１０号
名古屋市中村区烏森町８丁目801番地の３
キャッスルⅢ　203
債務者　佐藤　　裕
1　決定年月日時　平成28年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２８年（フ）第１６０号
三重県津市河芸町上野1156番地１　メゾニティ21Ｂ棟101
債務者　一ノ木なみ子
1　決定年月日時　平成28年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
津地方裁判所破産係
平成２８年（フ）第６３号
三重県伊賀市上野西大手町3901番地
債務者　中坂　壽宏
1　決定年月日時　平成28年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
津地方裁判所伊賀支部
平成２８年（フ）第１８３号
奈良県北葛城郡上牧町大字中筋出作15番地２
ロイヤルガーデン上牧Ａ－102号室
債務者　黒崎　　悟
1　決定年月日時　平成28年10月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係
平成２８年（フ）第１０５号
鳥取県米子市上福原1329番地、前住所鳥取県米子市車尾２丁目２番27号
債務者　本多　愼一
1　決定年月日時　平成28年10月12日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
鳥取地方裁判所米子支部
平成２８年（フ）第１０６号
鳥取県米子市上福原1329番地、前住所鳥取県米子市車尾２丁目２番27号
債務者　本多惠美子
1　決定年月日時　平成28年10月12日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
鳥取地方裁判所米子支部
平成２８年（フ）第３７号
島根県邑智郡邑南町日貫3666番地17
債務者　井野下直美
1　決定年月日時　平成28年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
松江地方裁判所浜田支部
平成２８年（フ）第６２８号
広島市安佐南区緑井２丁目24番14―204号
債務者　タケル軽運送こと　永田　　浩
1　決定年月日時　平成28年10月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
広島地方裁判所民事第４部
平成２８年（フ）第１１２号
山口県下関市大学町４丁目２番Ｒ３－302号
市営大学町住宅
債務者　松本真智子
1　決定年月日時　平成28年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
山口地方裁判所下関支部破産係
平成２８年（フ）第１１６号
山口県下関市豊田町大字西市36番地３
債務者　中村　克則
1　決定年月日時　平成28年10月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
山口地方裁判所下関支部破産係
平成２８年（フ）第１１７号
山口県下関市筋ケ浜町９番18号
債務者　亀田成次郎
1　決定年月日時　平成28年10月12日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
山口地方裁判所下関支部破産係
平成２８年（フ）第８５号
愛媛県西条市飯岡2877番地
債務者　山﨑　一恵
1　決定年月日時　平成28年10月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
松山地方裁判所西条支部
平成２８年（フ）第９６号
愛媛県西条市三芳192番地　河北１棟13号
債務者　篠崎　ゆり
1　決定年月日時　平成28年10月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
松山地方裁判所西条支部
平成２８年（フ）第１７６号
福岡県久留米市津福本町865番地　レオパレスソニック101号、前住所広島市安佐南区伴西４丁目４番16号
債務者　時宗　慶子
1　決定年月日時　平成28年10月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
福岡地方裁判所久留米支部
平成２８年（フ）第１７７号
福岡県久留米市善導寺町与田60番地１　餅栗住宅２棟406号
債務者　矢野　千明（旧姓江島）
1　決定年月日時　平成28年10月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
福岡地方裁判所久留米支部
平成２８年（フ）第３５４号
熊本市中央区本荘５丁目10番５号
債務者　水野　和貴
1　決定年月日時　平成28年10月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係
平成２８年（フ）第２９７号
大分市大字三佐796番地の１（ベルフロント大分三佐506）
債務者　近藤　文武
1　決定年月日時　平成28年10月11日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年12月12日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係